

2021年1月13日
九州旅客鉄道株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷ及び定期乗車券の払いもどしについて

●きっぷ（定期乗車券及び普通回数乗車券は除きます）

以下のきっぷについては、緊急事態宣言発出に伴う外出自粛等を事由としてご旅行を見合わせる場合は、手数料をいただくずに払いもどしをいたします。

- ・普通乗車券、特急券、グリーン券、指定席券等
- ・割引きっぷ

※2021年1月8日から2021年2月7日までを有効期間に含むものに限ります。ただし、JR九州内で完結する区間のものについては2021年1月14日から2021年2月7日までを有効期間に含むものに限ります。

※「みんなの九州きっぷ」などフリーパスタイプのは使用開始前のものに限ります。

※2021年1月14日以降に購入した東海道・山陽新幹線の「新幹線回数券」（6枚つづり）はこの取扱いの対象外です。

※特措法に基づく「緊急事態宣言」発出に伴う外出自粛要請により、上記の無手数料払いもどし対象となるきっぷについては、有効期間終了後であっても2022年2月7日までの間、きっぷの有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして取り扱います。

※JR九州インターネット列車予約できっぷをご予約いただいたお客さまは、予約サイトの【重要なお知らせ】欄をあわせてご確認ください。

※旅行会社が発売する宿泊施設等とセットになった旅行商品をお持ちのお客さまは、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

●定期乗車券・普通回数乗車券

緊急事態宣言発出に伴い、（1）に定める条件を全て満たす定期乗車券・普通回数乗車券については、2022年2月7日までの間、実際の払いもどし申出日にかかわらず、（2）に定める該当する日に払いもどしのお申し出があったものとして取り扱います。

（1）対象となる定期乗車券の条件（①～③を全て満たす場合に限り対象とします）

- ①2021年1月13日までに購入したものであること
- ②緊急事態措置期間（2021年1月14日から2021年2月7日まで）を有効期間に含むこと
- ③券面表示区間に緊急事態宣言の対象となっている福岡県の駅を含むこと（対象県を通過となる区間のものも含まれます）

（2）払いもどし申し出があったものとする日

- ①2021年1月13日までに有効開始となる定期乗車券

2021年1月13日

※2021年1月14日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日とします。

②2021年1月14日以降に有効開始となる定期乗車券

ア 定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

イ 定期乗車券を既に使用した場合

当該定期乗車券を最後に使用した日

③普通回数乗車券

当該普通回数乗車券の有効期間内の日

なお、払いもどしの際には上記の「払いもどし申し出があったものとする日まで」ご使用いただいたとして、弊社規定による払いもどしの計算を行い、所定の払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどします。払いもどし額がない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(注) 定期乗車券の払いもどしの際は、駅窓口備え付け「再発行・払いもどし・変更申込書」のご記入、及び「公的証明書（免許証・学生証等）のご呈示が必要です。